

2019年2月8日 TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンターにて開催

JR東労組第45回定期中央委員会報告

その5-A

□村田執行副委員長に対する

制裁審査設置及び申請について

東京地本は2月1日に開催した「第10回東京地方本部執行委員会」において、宮澤前執行委員長に対する制裁審査委員会設置について、虚偽の制裁理由を用いて実質的な制裁を加えたことは、規約60条第1項(2)組合の名誉を著しく汚す行為、(3)組合の団結または統制を乱す行為、(4)その他組合の目的及び事業の遂行を妨げる行為に該当するものであることを確認し、制裁審査委員会設置を求めたことを確認しました。そして、2月8日に開催された第45回定期中央委員会で「制裁審査委員会設置及び申請について」提起しました。

◀制裁審査委員会設置及び申請についての理由 ～要点～ ▶

①宮澤和広君に対する第1の制裁理由とされた「労働委員会の申し立てに際し、確立した慣習・慣例を逸脱し、組織の混乱をもたらせた。さらに現時点での労使関係の混乱を修復させようとしている本部への背信行為を行った」という点について。

→労働組合法に基づいて設置された、労働者救済の行政機関である労働委員会に救済申し立てすることは、労働組合に所属する労働者の権利であると同時に、一刻も早く原状回復を願う組合員の切実な要望であることは疑いの余地はない。労働委員会は行政による労働者救済機関であり、使用者の団結権に対する侵害から労働者の救済をはかろうとするものである。組合員を守るために不当労働行為からの救済を労働委員会に申し立てる行為が何故「組合の団結または統制を乱す行為」にあたるのか、そしてなぜ制裁の対象になるのか、まったく理解できない。当時、東京地本の委員長であった宮澤和広君が不当労働行為を直接受けたわけではないが、宮澤委員長悩みながら組合員を救済するために行った行為が制裁の対象になることは前代未聞であり、どのように考えてもありえない。

②第2の制裁理由とされた「東京地本本社支部ならびに東京総合車両センター支部に対して、中央執行委員長への申請・承認を行わず『執行権停止』を行い、組織運営を乱した」という点について。

→そもそも事実とは異なる。東京地本は地本会計規約第8章第24条を遂行するために、地本規約第31条(1)(6)に基づき、執行委員会の決定として本社支部と東京総合車両センター支部に組織指導を行ったのであり制裁申請を目的とした執行委員会決定を行ったものではない。東京総合車両センター支部には財政の権限を戻している。また、本社支部においてはバス本社分会が機能していたため、関係書類を直ちに戻すように指導したことが事実である。

③第3の制裁理由とされた「秘匿すべき情報を分会代表者会議で明らかにするなど、組織の目的及び事業の遂行を妨げる行為を行った」という点について。

→そもそも宮澤君が明らかにしたとされる分会代表者会議には参加していない。また、「秘匿すべき情報」は、2月28日の中央闘争委員会で山口書記長から聞いて宮澤君も初めて知った内容であり、同会議に参加していた役員も同時に知り得ていた情報でした。従って、すでに誰もが知り得ている情報であり秘匿すべき情報だとは言えない。

3つの事実関係を歪曲した制裁理由は、制裁理由ならざるものであることは疑いの余地はない。また、制裁審査委員会は設置したものの、2019年2月8日現在、具体的な審議はされておらず、規約に謳われている弁明・弁護の機会すら与えられていない。しかも昨年5月1日に宮澤和広君は「異議申し立て」を行ったが「異議申し立ては規約にない」という書面だけで事実調査すら行っていない。

そのためこの約10ヶ月間は、いわゆる「塩漬け」状態になっており、言われなき理由で制裁対象者とされ、執行権及び組合員権の一部を停止されていることは、制裁対象者にとっては制裁以前に、精神的にも苦痛を与えられ、個人の尊厳を著しく傷つけられたものである。宮澤和広君が不当な出向命令に対し簡易苦情処理の申告をし会社は受理したが、中央本部は東京地本に対し「組合員権一部停止された者は簡易苦情処理の審議をできない」としたことは、規約第60条2項「組合員権一部停止」の濫用であり、組合員の権利を著しく侵害されたとはいわざるを得ない。そして、制裁に値しない根拠を用いて、事実確認もせず実質的な制裁措置を行った行為は、対外的にJR東労組の名誉を傷つけたばかりか、その後の不団結要素を生み出す要因となったことは疑う余地はない。また、宮澤和広君が地本委員長の職を解かれることによって、東京地方本部の事業の遂行に著しく不利益をもたらした。